

## 一枚の貸付証書から

### ——フランク時代の「人命金」考——

森 義信\*

#### 要 約

『ザンクト・ガレン修道院証書集』に収められている9世紀初頭のある貸付証書には、クンツォ某が「二倍額人命金」の支払いを迫られて、当修道院から100ソリドゥスの借金をしたと記されている。利息は年間にビールないし小麦で33シクラス、これを貨幣換算すると年利は1.375%から2.75%に相当する。本稿は、クンツォが何故に多額の借金をしたのかを解明しようとしたものである。

種々の史料を分析した結果、クンツォは古くはアレマニエン大公に連なる家系であり、この一族はボーデン湖周辺地域に多くの所領を有し、種々の法律行為に証人として立ち会い、また数人の聖職者を輩出するなど、比較的有力な家門であったことが判明する。また、フランク時代の部族法典における人命金=贖罪金システムの分析から、われわれはクンツォがなんらかの犯罪のゆえに、「二倍額人命金」を要求されたものではない、との推定をなした。

『証書集』のなかには、寄進した物件を寄進者本人かその子孫が買い戻す場合、彼らは「人命金」相当額を支払わねばならないとする事例が見出される。クンツォが支払いを必要とした「二倍額人命金」は、おそらくは彼の父親ないし親族の者が寄進した物件をクンツォ自身が買い戻すためのものであった。

\*ちなみに、人命金とはゲルマン社会における人の命の値段であり、法身分（奴隸、被解放自由人、自由人）によって区々であった。

#### 1 はじめに

歴史学研究の基本は、史料の文言に即して時代相や地域社会の歴史を再構成することにある。以下の論考は、9世紀初頭の一枚の貸付証書を手がかりとして、借入者の事情や借入条件を探るなど、ボーデン湖周辺領域における社会相の一端を解明しようとしたものである。史料の解釈にあ

たっては、時間的にはカロリング期、空間的にはアレマニエンにかかる多様な史料証言を大いに利用、援用することを心懸けた。一枚の貸付証書から、広がりと奥行きのある所見がえられることを期して、さっそく史料の紹介と検討に入っている。

\*大妻女子大学 社会情報学部

## 2 史料証言=クンツォなる男の借金=

『ザンクト・ガレン修道院証書集』に収められている、9世紀初頭のある1通の証書<sup>1)</sup>は、次のような書き出しで始まる。「この世の多くのものは移ろいやすく、[神に捧げられる]供物となるのであるから、これを人々は必然のこととして、しかと受けとめておかねばならない。それゆえ、事態の急変にも毅然としていることが、我らにはきわめて有益なことと思われる。このようなことを我らが口にしているのは、次のような事態を体験したからにほかならない。」すなわち、「偶然の巡り合わせによって二倍額人命金〔の支払い〕を義務づけられた (casu interveniente obnoxius duorum werigeldorum) クンツォなる男が、キリストの戦士たる最聖人ガルスの修道院にしてヴェルド (Werdo) 院長をいただく [ザンクト・ガレン] 修道院と、その修道士団に救いを求め避難してきた (refugium iubaminis...conquesivit)。」「抑圧された者 (oppressos) を救済し、打ちのめされた者 (deictos) を立直らせることが我らの任務であるいじょう、我らは彼への支援につき相談を開始し」、修道院長および修道士団は審議の末、このクンツォなる者に「彼の義務 [の履行] を支援するために (ad sublevationem obnoxii sui) 100ソリドゥスの金額を用立てた。」ただし、「彼が上記金額 (predicta peccunia) を返済しない限り (reportata non fuerit)」、つまり元本完済ある迄、「利息として (pro censo) 1キヴィタス=カラッダ (unam carratam civitalem)、すなわち33キヴィタス=シクラス (sicle civitalie) を納める」こと、「またクンツォの子孫はいかなる反対もなく、結ばれた協定を同様に保持すべき」ことを条件とした。「ホルツコルヴィスフズン (Holzcolvishusun) のクンツォが当事者であり、[子孫とは] その息子エブルハルトと、その子らクンツォとケルハルトとヒルティベルトである。」

### (2の1) 史料の検討

#### (a) 当該証書の作成年次

証書中にみられる Werdo なる修道院長は、コンスタンツ司教 Egino による後援を受けて、784年にザンクト・ガレンに着任したと推定されている。没年は812年である。証書の作成年次はこの修道院長の在職期間中ということになるが、『ザンクト・ガレン修道院証書集』の編纂者たるヴァルトマンは、当該証書の筆跡と812年に作成された209号の筆跡とが一致しているところから、当該証書の作成年次を209号のそれとほぼ同じ、812年頃と推定し、かくして208号として収録した次第である。

なお、当該証書の末尾の2行、クンツォとその息子および孫たちの名前の部分は、インクの色が異なるという。この部分が追記されたのは、クンツォが存命中に元本の返済をなしえず、「利息の支払い」が次の世代に引き継がれることがほぼ明白となった時期以降のことと推測される。

#### (b) 史料上の文言の分析

“casu interveniente” という語句は、「偶然の巡り合わせによって」と訳しておいたが、“casus”には「不幸、不慮の事件、蹉跌」といったネガティヴな意味があり、「不意に訪れた不幸によって」とか「不慮の事件に見舞われて」と訳すこともできる、意味ありげな言葉である。抄訳では、予断を与えないために、中立的な意味にとつておいた。

“obnoxius” は、『Karl Ernst Georges 罗独詳解辞典』(1985年版)によれば、狭義には「処罰されるべき、(ある過誤により)責任ある、罪のある (dat.またはgen.とともに)」の意だが、広義には、「他人の意志に従わせられる、拘束された、義務づけられた (dat.とともに)」の意味である。証書の書き手がこの語彙を狭い意味で使用しているとすれば、クンツォはなんらかの過誤により法律上の責任をとらざるをえない状況に陥ったことを暗示していると言える。しかし、広い意味で用いているとすれば、なんらかの理由で生じた他者に対する支払い義務をさしているにすぎない。抄訳では広義の意味にとつておいた。

“wergeld” については後段において、別に項

を立てて考察する（4の1～3）。通説的な理解だけを示せば、「ヴェーアゲルト」とは、ゲルマン系の部族法典では、加害者側が殺人を含む罪科について被害者側に贖う「人命金」のことである。人命金は、法律上の身分によって差違がつづられており、支払われる額は被害者本人の法身分によって区々であった。

当該証書の「人命金」に関するくだりでは、「被害者の」とか「彼（クンツォ）の」という限定句が付記されていないことだけを、ここでは述べておく。

また，“sublevatio”なる語彙は、「軽減」の意味であり、抄訳では「義務の履行を支援するために」としておいたが、意味するところは義務を遂行するにあたっての負担の軽減である。

“refugium”は「避難、逃げ場、隠れ場」の意味，“conquiero”は「探し集める、熱心に見つける」の意味であり、ここではクンツォが避難所、逃げ場〔ここでは金の工面が出きるところ〕を必死で探し求め、ザンクト・ガレン修道院そのものに駆け込んできたということであろう。

さらに“oppressos”は“opprimo”的受動相完了形からの派生語で「抑圧・圧迫された者、屈伏せられた者」の意味であり，“deiectos”は“deicio”的受動相完了形からの派生語で「倒された者、所有物を剥脱された者」の意味である。抄訳では“deiectos”を仮に「打ちのめされた者」と訳しておいたが、いささか特殊な意味「所有する物を剥脱、奪われた者」と解すると、本証書のもつ意味も相当違ったものとならざるをえない。

### (c) 人名考証

クンツォ（Cunzo=Gunzo）なる人名は、メロヴィング時代のアレマニエン地方に登場する大公（dux）の名前でもある。大公クンツォは、ボーデン湖周辺地域を支配するアラマン豪族であり、ユーバーリンゲン（Überlingen）を拠点としていた。9世紀初頭に成立した史料『ガルス伝』によるかぎり、彼は610年頃にはアレマニエンを支配下に置いていたとされる<sup>2)</sup>。当時のアラマン大公は、フランク王権による任命を受けてアレマニ

エン統治にあたっていたが、そのなかにあってクンツォの場合は、大公位就任以前からボーデン湖周辺地域の在地の豪族であったとみられる。さらに、別のバージョンの『ガルス伝』<sup>3)</sup>によれば、ブルンヒルデの曾孫のジギベルト2世（在位613年）——テウデリヒ2世の息子——が、この大公クンツォの娘Fridiburgaを妃としている。フランク王権は、当地への影響力の増大を狙って姻戚関係を取り結んだものと推定されている。

大公クンツォは、コンスタンツ司教に多大の所領寄進をおこなうなど、司教座の創立（590年頃）にあたっては、メロヴィング王権とともに尽力したとされる。大公のコンスタンツ司教に対する影響力は大きなものがあり、613年における当地の司教選挙にあたっては、シュパイヤーとアウクスブルクの司教を招聘するなど、司教選挙の行方を左右しかねない力を発揮したとされる<sup>4)</sup>。その後、タゴベルト王（在位：アustrasia王622-28年、全フランク王628-639年）は、コンスタンツ司教による懇請もあって、クンツォの影響力を排除することに成功したとされるが、クンツォ一族が当該地域のキリスト教化に貢献した事実に変わりはない<sup>5)</sup>。

われわれが問題とするクンツォなる人物は、系譜上、大公やメロヴィング王妃を輩出した家門に連なる名門の一族であったとして大過ないようと思われる。

### (d) 地名考証

証書中にある“Holzcolvishusun”なる地名は、“holz”, “colvis”, “husun”的三つの部分からなる。ヴァルトマンは、地名の中間項にあたる“colvis”を省略してしまった形の“Holzhausen”をアレマニエン地域に探し求める。彼は、ホルツハウゼンなる地名がコンスタンツ司教管区内に複数存在することを明らかにするとともに、オーバーアムトSulz近郊のホルツハウゼンを有力な候補としてあげている。推定の根拠は、両地点に近いOberndorfで782年に作成され証書第95号、96号の証人欄に、クンツォの名がみられるからというものであった。この二つの証書において

ザンクト・ガレンに寄進されている物件は、Brittheim と Bickelsberg という、これまたホルツハウゼンに近い集落に存在した。つまりクンツォ某が証人として活動している地域にこそホルツハウゼンがあるはず、との前提に立った地名比定である。

ズルツおよびホルツハウゼン、オーベルンドルフおよびブリットハイム、ビッケルスベルクは、ネッカール川上流域の、カロリング期にはベルヒトルツバール、ピリーティロスバールと称された地域に存在した。ドナウとネッカール両川に挟まれた地域は、ドイツの中世史家によっていわゆるバール＝ファンタリ地域とも呼ばれる、アラマン族の原豪族が支配する領域とされてきた。カロリング期に入って、王権がグラーフシャフト制の導入をはかった際にも、在地の抵抗があつてなかなか進展しなかった経緯がある<sup>6)</sup>。くだんのクンツォは、この土地からなるばるボーデン湖南岸のザンクト・ガレンまで（直線距離にして約150km）金策にやってきたということになる。

しかるに、後段（3の2および地図）でみると、このバール地域は他のクンツォ一族の土地所有圏からは遠く隔っている。またこの一族の者による証人活動の範囲もボーデン湖を取り巻く地域にほぼ集中していて、バール地域には及んでいない。こうした状況証拠から推定すると、ホルツハウゼンのクンツォは、ボーデン湖周辺領域に進出したクンツォ一族とは一線を画する存在であったとして良いと思われる。

#### (e) カラッダ・シクラス・ソリドゥスという単位について、

問題の証書に見出される「カラッダ “carra”」とは、一般的には1頭ないし2頭だての馬車ないし牛車のことであり，“karada”，“carra”とも表記される。『証書集』中に見出される「カラッダ」には、二通りの使用法があり、一つは「荷車32台分の牧草地 (de prade ad caradas XXXII)」とか「荷車14台分の牧草地」といった、牧草地の広さを収穫されるであろう乾草の量でもって示す用法である<sup>7)</sup>。

いま一つの使用法は、貢租・賃租の量を示すためのものであり、「荷車5台分のビール」「荷車1台分のワイン」「荷車1台分の小麦」<sup>8)</sup>といった用例がある。証書第3号（716～720年）では「ワイン1台分と上質小麦粉1台分、乾草1台分 (carram de vino et carram de siligine et carram de feno)」、証書第135号（793年）には「ビール4台分とワイン1台分 (III karadas de cervisa et una de vino)」とある。

ところで、われわれが問題としている証書には「荷車1台分」としかなく、積載物がそれと明示されていない。こうした使用例は、『証書集』には、これ一つしかない。しかし、「1カラッダ」が「33シクラス」相当であるという言い換えがあるので、それが荷車1台分の積載物や容量を知るヒントにはなる。

カール大帝の治世に作成されたとされる『御料地令』<sup>9)</sup>の第30条には“carra in hostem”なる語がみられ、それは「戦争用の荷車」の意味であり、第64条に出てくる軍車 (basterna) に等しい。軍車には、積載すべき軍糧として、穀粉なら12モディウス、ワインでも宮廷モディウス容器で12モディウスとあり、加えて各車には楯・長槍・胡籠・弓を備える旨の指示がある。軍車は、軍事的用途に供せられる荷車であるから、農業ないし商業運搬用のそれとは造りが異なるであろうが、この『御料地令』の記述も先の荷車（カラッダ）への積載重量を推定する大凡の手がかりにはなる。

抄訳中にある「シクラス」は、中世初期の史料では，“sicla”は“segla”とも綴られ，“situla”，“situlus”とも表記されている。“situla”「シトウラ＝シクラス」という計量単位は、液体および穀粒ないし穀粉について用いられていた。これについては、『御料地令』第9条に定めがあり、「荘司は己れの管区において、宮廷で用いられているのと同様の，“modius”，“sextarius”，“situla”，“corbus”なる四種の量器をもつべし」とある。モディウスとの換算値は、1 situla = 8 sextarius = 1 / 2 modius、つまり1モディウスは2シトウラであったから、問題の33シクラスは、16.5モ

ディウスとなる。この荷車1台分の数値を先の軍車1台への積載量——穀物ないしワインを12モディウスと最小限の武具——と比較してみると、荷車と軍車はほぼ同じ重量の物資を積載したことになるのであろう。

このシトゥラ＝シクラスに「キヴィタスの」という限定句が付けられている。字義どおりに訳せば、「都市の」ということであり、当時のアレマニエン地域の主要な都市で通用していた量器と解釈できる。カール大帝は787年、ベネディクト修道会の度量衡器に基づいた新たな規定を設け、また『御料地令』では各荘司が「宮廷の量器」と同様の量器を保持するよう命じられている。さらにシャルル禿頭王の発したピートル勅令 *Edictum Pistense* (864年) では「莊園や村落が、修道院や都市と並んで真正の度量衡器を有すべき」ことが定められている<sup>10)</sup>。それゆえ、宮廷や修道院の量器と並んで、「都市のシトゥラ」が存在したことは確実である。

証書において「都市の」と限定された理由は、生産地である農村や莊園で用いられる量器と最終消費地とでもいうべき都市や修道院で使用される量器とが異なっていたからにはほかならない。これは、脱穀前の穀物を量る場合と脱穀後の穀粒ないし製粉後の穀粉を量る場合とでは、異なった量器を用いざるをえないことに起因している。ボーデン湖周辺の諸都市にはそれぞれ特有の度量衡器が存在したことが、F. ゲッツマンの研究から判明している<sup>11)</sup>。

最後に、「ソリドゥス (solidus)」とは、ローマの幣制においては、1リープル (445g~491g) の20分の1であり、12デナリウスであるから、1 libra = 20solidii = 240denarii となる。フランク王国では、ソリドゥス金貨およびその三分の一金貨 (トレミッサ) の造幣は、基本的におこなわれなくなり、金ソリドゥスは単に計算上の単位であり、実際に鑄造・鍛造されて貨幣として流通していたわけではないとの学説が有力である。流通していたのは純銀のデナリウス貨幣であり、その重量は790年代の貨幣改革以降では1.70g前後であったという。こうしてカロリング期には、デナ

リウス銀貨を主体とする銀本位制が確立していたとされる<sup>12)</sup>。ケンツォの借入金100ソリドゥスは、それゆえ流通貨幣単位でいえば、デナリウス銀貨1200枚ということになる。

#### (2の2) 100ソリドゥスという金額について

1200デナリウスがどれくらいの価値があったかを知る手がかりとしては、794年にカール大帝によって発せられた「最高価格令」<sup>13)</sup>に収められている家畜や穀物、武具の価格リストが参考になる。そこには、たとえば、去勢した雄羊1頭は12~15デナリウス、牝牛1頭は14デナリウス、馬1頭は240~360デナリウスなどとある。1200デナリウスは、家畜でいえば、去勢雄羊ならおよそ100頭分、牝牛なら85頭分、馬でなら5頭分にあたる<sup>14)</sup>。また、9世紀初頭における奴隸の売買価格は170デナリウスほどであるから、所有する奴隸を引き渡すことで人命金の支払いに充てようすれば、7人ほどの奴隸が必要になる勘定である。

また、100ソリドゥス=1200デナリウスという金額がいかに莫大であったかは、穀物の価格からもわかる。上記の最高価格令中の穀物価格（下表）は、前年の飢饉に際して穀価が騰貴したことをきっかけとして、これに対処するために設定されたものである。カール大帝は、さらに穀物価格の沈静化を狙って、国庫に備蓄された穀物を安値で放出するよう命じている。国庫領産の穀物が市場価格のほぼ半値で放出されようとしていることがわかる。加えて、それからほぼ10年後の、806年の穀物価格令<sup>15)</sup>では、表中右欄のような数値となっている。

	794年の 最高価格	国庫領産 穀物価格	806年 穀価
燕麦	1 den.	半den.	2 den.
大麦・スペルト小麦	3 den.	1 den.	3 den.
ライ麦	4 den.	2 den.	4 den.
篩にかけた小麦 (1モデウス当たり)	6 den.	3 den.	6 den.

794～806年の間の穀物価格は、国庫領産の穀物の放出にもかかわらず、ほぼ横這い、高値安定の状態であったということになる。1200デナリウスあれば、篩にかけた小麦を200モディウスも買えた計算である<sup>16)</sup>。

### (2の3) 借金について考える

ケンツォは100ソリドゥスという多額の金銭を借り入れたわけであるが、そもそも元本返済の見込みはあったのであろうか。貸し手としての修道院側には、担保をとるという発想はなかったのであろうか。フランク時代の借金について、史料を手がかりとして若干の考察を加えておこう。

トゥールーズ伯ベルナルドの寡婦ドゥオーダは、息子ヴィルヘルムのために、いわゆる『家訓の書』を書き残している。彼女は、そのなかで、多額の借金をキリスト教徒のみならずユダヤ教徒からもしたが、それは完済したと述べるとともに、さらに続けて、この後するかもしれない借金が、自分の死後にお残るようであれば、貸し主に問い合わせたうえで、遺産をもって返済し、なお不足するようであれば息子自身の財産も持ち出して、完済してくれるよう依頼している<sup>17)</sup>。

ドゥオーダの書以外にも、フランク時代の契約書や書簡には借金についての記述がまま見受けられる。貸し手として修道院ないしその長が比較的多く登場するのは、史料の保管・残存状況に左右されたものであろうが、貨幣がそこに集積されていた事情も見逃すことはできない<sup>18)</sup>。

残存する数少ない史料によれば、通例、借金をする者は自分の土地や身分を抵当に差し出す習慣があり、たとえば『サンス書式集』<sup>19)</sup>に収められている1通の書式では、「私の必要な額を銀ないしこれに匹敵する価値のソリドゥス貨でもって(ut in summa necessitate mea argento vel amacto valentes solidos tantos)」借入するそのかたとして、「私の所有する葡萄畠(vinea proprietatis mei)」が差し出され、債権者はこの畠からの収穫をえている。ここでは、葡萄の実が利息に相当している。

また、『アンジュ書式集』では、借り手が自己

の法律上の「身分」の半分を (statum meum medietatem) 抵当として、銀で数ウンキアを (in argento uncias tantas) 借り入れ、元本返済まで、週毎に3日間、貸し手のために労働を提供するという契約がみられる。借り手は、この場合、抵当として差し出すものが自己の法身分より他なく、また利息としても自己の提供する週賦役しかない、貧窮した自由身分の者であろう<sup>20)</sup>。元本の返済が期限までになされなければ、部族法典の規定によれば、債務者は奴隸になるのが常であった。そのような具合であったから、先にみたピートル勅令は、借り手による労働の提供は7年を期限とすること、借り手本人がその間に元本を返済しないかぎり貸し手の奴隸となることを定めるとともに、その妻子は自由身分に留まりうるとの救済措置を講じている<sup>21)</sup>。

当然のことながら、元本をどのように返済するかも問題となる。『マルクルフ書式集』<sup>22)</sup>には、借入金に対する返済金額を定めた書式が収められている。そこでは、1ソリドゥス当たり年に1トリエンス、つまり33.3%相当額の返済をする (annis singulis per singulos solidos singulos treantis vestris partibus esse redditurum.) 旨の契約がある。これを利率とする解釈もあるが、筆者はその立場をとらない。ともあれ、元本の返済方法を約束することも、金銭貸借のうえできわめて重要なことであったにちがいない。

しかし、われわれが検討してきた証書の場合には、担保物件についての記述もなければ、元本返済の方法や期日、返済不能の際の措置についての定めもなかった。

### (2の4) 利息として何を納めるのか

ケンツォは利息として何を納めたのであろうか。問題を解く鍵はさしあたり「荷車1台分、すなわち33シクラス」という文言以外にない。『ザンクト・ガレン修道院証書集』における「シクラス」の使用例は全部で50例あるが、たとえば証書第142号(796年)には「ビール15シクラスとパン30個(XV siglas de cirvisa et XXX panis)」とあるように、50例中48例までが貢租としてのビー

ルの量を示している<sup>23)</sup>。わずか2例（WUB.Nr.47；167）のみが「ワイン10シクラス（de vino siclas X）」としているにとどまる。

シクラスをビールの容量単位として用いている48例の中には、そのビールに替えて穀粒でもよいとするものが6例あり（「ビール30シクラス分の小麦（Nr.42）」、「10モディウスの穀粒かビール10シクラス（Nr.84）」、「5マルドラの小麦かビール20シクラス（Nr.134）」、「10シクラスのビールか3マルドラの小麦（Nr.346）」、「10シクラスのビールか10モディウスの穀粒か銀10デナリウス（Nr.373）」、「10シクラスのビールかそれに匹敵するモディウス量の小麦（Nr.402）」）<sup>24)</sup>、ビールの替わりに貨幣で支払ってもよいとする換算例が二つある（「ビール10シクラスか6デナリウス（Nr.361）」およびNr.373）。

カロリング期のフランク王国東部諸地域では、ビールが日常的な飲料であり、麦芽製造所（malatura,camba）が各地にあり、そこで麦芽とホップが混ぜ合わされてビールが醸造されていたという<sup>25)</sup>。ザンクト・ガレン修道院の建築設計図にも、専用の醸造所が見出される。『証書集』の用例からは、クンツォが利息として納めたのはビール荷車1台分のことであると推定できるが、なぜ考察対象の証書にのみ「ビール」と明示されていないのかは、よく判らない<sup>26)</sup>。

#### （2の5）利息や利率について考える

ドゥオーダの書には利息のことは書かれていたが、借金をすれば、当然のこととして利息を支払わなければならない。本稿で問題としている証書には、借入金に対する利息として（pro censo）「1キヴィタス＝カラッダ、すなわち33キヴィタス＝シクラス」が要求されていた。これは、どの程度の負担であったのか。「荷車1台分」とか「33シクラス」としか記されていないが、（2の1）の(e)における分析から、それがどのくらいの価値があり、貨幣換算でどの程度のものか、利率はおよそどれ程のものか、類推する手がかりは与えられている。

そもそも、ここで用いられている“census”

は、ローマ帝政期には「税」を意味する言葉であり、フランク期には通常「税」および「賃租」ないし「貢租」を意味していた。税の意味で用いられている例は、トゥールのグレゴリウス『歴史十卷』中の記述や勅令中に散見される一方<sup>27)</sup>、9世紀10年代以降の勅令には、賃租の意味で用いられている例が見出される<sup>28)</sup>。後者は主として、農耕地借用の見返りとして支払われる地代に相当するものである。

利息を意味する語彙としては通例“usura”が用いられることが多く、グレゴリウスの『歴史十卷』では、ヴェルダン市民が商業復興資金として国王テウデベルトから借り入れた金貨7千枚について、「法定の利息を付けて返済申し上げます（reddimus praestiterint, pecuniam tuam cum usuris legitimis）」と述べている<sup>29)</sup>。またグレゴリウスは、584年にトゥール市で起きたユダヤ人金貸し殺害事件を伝えるくだりで、この金貸しに債務証書を差し出していた前任の伯と伯代理との二人が、「借金に利息を付けて返済する（de reddendo pecuniae fenore cum usuris）」として、このユダヤ人を自宅に呼び寄せていたことを伝えている<sup>30)</sup>。

ところで、金銭の貸付けの見返りとして要求される利息に相当するものが、われわれが問題としている証書では、本来なら税や貢租を意味する“census”と称されている。これは一体どのような理由によるものであろうか。利息に相当するものが「荷車1台分」の現物であるところから、この証書では利息が地代のごとく扱われていると解するべきなのであろうか。

そもそもフランク王国では、利息の取り立てが原則として禁じられていた。カロリング王権は、利息について「貸与された以上のものが要求されるところに利息“usura”が生じる」（Capit.Nr.46,c.11,16,806年）とし、「いかなる者もなんらかの理由で利息“usuras”を要求すべきではない。利息を取り立てたる者は罰金を支払うべきである」（Capit.Nr.105,c.17）として、これを全面的に禁止している<sup>31)</sup>。禁令は俗人ばかりを狙ったわけではなく、聖職者による利子取得を目

的とした貸付けをも対象としている<sup>32)</sup>。

なにしろ当時の修道院をはじめとする教会組織には、献金や貨幣地代のかたちでデナリウス貨が大量に集積されていたと推定されるところから<sup>33)</sup>、実際には聖職者による高利の貸付けや低利の融資がさかんにおこなわれていたようである<sup>34)</sup>。プリュム修道院のレギノ（?-915年）が、『司教区の諸問題』<sup>35)</sup>において、高利貸しに関する一切の禁止事項をまとめているのは、裏を返せば、こうした王権による禁令に反しない貸付けを模索していたからとも解釈できる。

だからこそ本証書では、“usura”ではなく“census”的語が用いられたのかもしれない。つまり、金利をとるのではなく現物を納めさせる契約として、見かけ上は借地農民が納める貢租・賃租と同じだという粉飾をおこなったとみることもできるのである。

さて、利率の推定に入ろう。考察対象の証書に出てくる33シクラスをビールの量と仮定し、そのうえでこれを貨幣換算している二通の証書を手がかりに、利率を推定してみよう。証書第361号（837年）ではビール10シクラスが6デナリウス、証書第373号（838年）ではビール10シクラスが10デナリウスとあった。33シクラスは、それゆえ、19.8デナリウスから33デナリウスであり、それぞれ1.65ソリドゥスから2.75ソリドゥスとなる。借入金100ソリドゥスに対してはそのまま、1.65%から2.75%の年利ということになる。

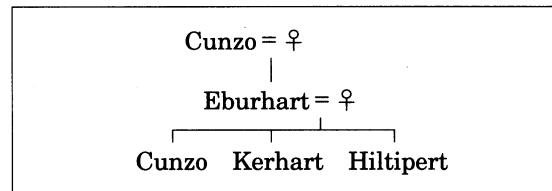
ただし、（2の4）でみたように、証書第134号（792年）と346号（834年）では、ビール1シクラスが小麦0.25~0.3マルドラに換算されていた。金利がビールではなく穀物で支払われた可能性も、ここでは排除できないため、いまひとつつの可能性についても考慮に入れておく必要がある。小麦は、飢饉時は別として、標準的には1マルドラあたり2デナリウスとする記述が、『証書集』中に24例ある。これを基準にして考えると、33シクラスのビールは、 $0.25 \times 33 \times 2 \sim 0.3 \times 33 \times 2 = 16.5 \sim 19.8$ デナリウスとなり、100ソリドゥスに対しては1.375~1.65%という数字がえられる<sup>36)</sup>。

### 3 クンツォとはいかなる男か

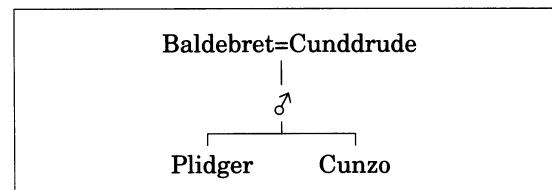
『証書集』には、クンツォ某が法律行為の当事者となっている証書が6点認められている。以下に、それらを概観し若干の分析を加えていく。

#### （3の1）クンツォー族の系譜

①証書第208号（812年）に登場する人名は、冒頭にみたように、Cunzo ; Eburhart ; Cunzo ; Kerhart ; Hiltipert という三代にわたる家族であり、その系譜は下のごときものであった。当事者の孫 Cunzo は、祖父の名前を受け継ぎ、Kerhart は父 Eburhart の名前の後半部を継承している。また、817~820年のあいだ、バール地域の伯であったCunthart<sup>37)</sup>の名前は、Cunt-(=Cunz-)に、このEburhartの後半の綴りを加えたものである。



②証書第305号（827年）では、下記のごとき夫婦が、“Pollereshusun (Boltschhausen)”と“Puirron (Büren)”にある世襲地を、ザンクト・ガレン修道院に寄進したのちに借り戻し、あわせて40ソリドゥスでの買い戻し権を留保している。Cunzo は、祖母にあたる Cunddrude から名前のお部を受け継いでいる。Plidger の名前の前半 “Plid” は、祖父の Baldebret から前半部を継承したものであろう (“Bald”→“Pald”→“Plid”)。



③証書第350号（834年）において、クンツォは “Uzinrindum (Uzenried od. Uznach)” 所在の土地、および “Jona (=Johanna)” 河畔の所領をザンクト・ガレンに寄進。買い戻し権の留保は

ない。当人の妻と子の名前が見出される。本証書末尾の証人欄には、①に出てくる Kerhart と同じ名前が見出される。証書の作成地はウツナッハである。

Cunzo=Reginbric
Patacho

また息子の Patacho なる人名は、証書第 276 号（824年）において司祭・書記として登場し<sup>38)</sup>、さらに証書第 452 号（857年）には土地寄進者として Sigibreht とともに現れる。後者においては、その証書の証人欄に、クンツォ一族に特有の綴りを含む、Cunibreht, Cundram なる人名が見出される<sup>39)</sup>。

④証書第 422 号（853年）では、司祭 Cunzo<sup>40)</sup>がニーベルガウの Karbach 所在の土地財産をザンクト・ガレンに寄進している。証書の書き手（書記）は、Yso である<sup>41)</sup>。

⑤証書第 426 号（854年）では、修道院長 Grimald が Notger なる者と土地の交換を行っており、そこに“Cunzenbach”なる地名が所出する。Henau 近傍の Gunzenbach に比定されているが、この村落がクンツォ一族所縁の地であった可能性は高い。この証書の証人欄には②の当事者の孫たちと同名の、Plidger, Cunzo（同名で二回ずつ）が登場している。

⑥証書第 622 号（882年）では、Cunzo なる者がアルゲンガウの Tettwang, Haslach 所在の不動産物件を、3 フーフェを除き、ザンクト・ガレンに寄進。存命中は借り戻して用益し、妻子も引き続きこれを保有する。

Cunzo=Hildiburc
Cunzo

息子は寄進物件を 30 ソリドゥスで買い戻すことができる。証書からは、上記のごとき妻子の名前

が確認できる。ここでも息子が父親の名前をそのまま継承している。妻 Hildiburc なる名前は、①に出てくる Hiltipert と前半部分の綴りが共通している。ここから①と⑥とが血縁ないし姻戚上近い関係にあったことが推定できよう。

以上のように『証書集』からは、クンツォなる者やその親族が 70 年の間に寄進者として 4 回、証人として 3 回登場しており、さらにヘーナウ近郊にゲンツエンバハなる地名があったことが知られる。彼ら一族が、バール地域で伯を輩出するがごとき地歩を固めていたことが知られる一方で、ボーデン湖周辺の諸地域に所領を有し、聖ガルスへの信仰篤き人たちであったことがわかる。特にクンツォなる名前の司祭や修道院書記が存在し、一族の成員パタコと同名の司祭もあり、かつたコンスタンツ司教にも同名の人物が存在した。こうしたことは、一族にあって信仰の道にはいった者が、聖界において然るべき地位をえていたことを物語っている。

### （3 の 2）クンツォ一族の広がり

『ザンクト・ガレン修道院証書集』における寄進行為を始めとする種々の法律行為に関しては、通例、証書の末尾に証人のリストが掲げられている。証人となっている者は、当該法律行為に利害関係のある者、寄進者の親族や寄進物件の所在地に不動産を隣接して所有する近所の者、近在の有力者などである。クンツォなる人名はすでに見たように、『証書集』の証人欄に、しばしば見出される。ざっと検索しただけでも、762～838 年までの 75 年間に、クンツォなる者が証人として立ち会っている証書の数は 16 点を数える。それらを概観してみると、クンツォが証人リストのなかで上位に顔を出しているケースは、証書第 202 号と第 365 号の二つくらいのもので、あとは「その他大勢組」と言ってよいであろう<sup>42)</sup>。

これらの証人リストをさらに詳細にみてみると、土地の寄進者のなかに、クンツォの一族と同名の者が見出される例が二つある。

⑦証書第 318 号（829 年）では、証書作成地が

Uznach, 寄進物件の所在地が Bossikon, 寄進者は①のクンツォの孫と同名の Gerhart (K と G とが変換されている) となっており、その証人欄にもクンツォの名がみられる。

⑧証書第323号 (829年) では、証書作成地が Eschendorf, 寄進物件所在地が Eschenbach, 寄進者は、⑦と同様に、①のクンツォの息子と同名の Eburhart となっており、証人欄には、その息子と同名のクンツ Cunz の名が見出される。

R. シュプランデルは、証人リストの研究から「ツォイゲンフューラー (証人団統率者)」とい

う概念を案出し、地方の有力者の存在を推定している<sup>43)</sup>。クンツォはそうした指導的な役割こそ演じていないが、土地所有者としても証人としても一定の影響力を行使した存在であったことは間違いない。それだからこそ、修道院は彼に大枚100ソリドゥスもの現金を担保もとらずに貸し与えたのであろう。

以上のほかに、W. ハルトゥング<sup>44)</sup>によれば、⑨証書第11号、第12号 (745年) で、ペアタの息子 Lantbert がヴィンタートゥールの南東 Madetswil にある土地を寄進しており、その証



クンツォ一族の寄進地・証人活動地

人欄に, Cunzo, Plidkerの名前がみえる (S. 65)。またこのマーデッツヴィル西方5キロメートルのところにある Illnauにおいて, Possoなる者が土地を寄進している (証書第441号, 849年) が, この証書の証人欄にも Gunzo, Blidger が登場している (S. 66)。後者は先の②の二人と同一人物であろう。

以上①から⑨までの証書と注42) にあげた証書にみられる, クンツォ一族に所縁のある土地—寄進された土地の所在地や証書の作成地=証人活動地点一を図示したものが, 前頁の地図である。この一族が, バール地域およびボーデン湖北のリンツガウ・アルゲンガウ・ニーベルガウ, 湖南のトゥールガウ・チューリヒガウに, かなりまとまった形で勢力を有したことが判明しよう。

#### 4 部族法典の人命金=クンツォは犯罪者か?

証書の文言によれば, クンツォの身の上には「事態の急変」があり, 彼は「偶然の巡り合わせによって, 二倍額人命金を義務づけられた」。すべてのものは移ろいやすく, 神に捧げられるべき供物となる運命だとする証書の冒頭の言葉は, クンツォの財産が神のもとに, したがってまた, ここでは, ザンクト・ガレン修道院に差し出されるであろうことを暗示しているとも読める。クンツォ某は, いったいいかなる理由で二倍額の人命金を支払うような羽目に陥り, あまつさえ修道院から大枚100ソリドゥスを借りるような境遇に陥ったのであろうか。この問題を解くためには, まず, フランク時代の人命金=贖罪金のシステムについて, 概観しておく必要がある。

##### (4の1) フランク時代の「贖罪金システム」

フランク時代においては, 窃盗・放火・姦通の三大犯罪の現行犯人を即時殺害することは許されていたが, その他の犯罪については, 多くの場合「人命金」によって罪を贖う方法がとられた。幾つかの部族法典には人命金に関する規定が存するが, それは, ある者が殺害された場合に, 加害者およびその一族から被害者側に支払われることを

通例としている。こうすることで, 被害者の一族と加害者の一族との間で血の復讐がくり返されることを, 未然に防ごうとするものであった。加害者は, 賞金を支払えなければ, 原理上, 生命をもって贖うより他になく, あるいは, 支払えるまで自由身分を喪失して被害者側に隸属する定めであった。これをいま, 「贖罪金=人命金システム」と呼んでおく。

アレマニエンの地は, 8世紀の過程で漸次フランク王国に編入され, 9世紀初頭には王法としての『サリー法典』『リブアリア法典』が適用をみたはずである。『サリー法典』(久保正幡訳, 創文社) 第41, 42章における人命金額の原則は<sup>45)</sup>, 自由フランク人の人命金 (200ソリドゥス) を基準として, 被解放自由人 (リートゥス=半自由人) およびローマ人土地所有者のそれは半額 (100ソリドゥス) というものであった。また, 奴隸身分については一律の定めはないが, 「プエル・レギス」と称される国王勤仕の奴隸には, リートゥスやローマ人土地所有者と同額の人命金が保証されていた<sup>46)</sup>。

また, 『リブアリア法典』(第36章1~10項) では, 「リブアリア人が, フランク王国を旅行中の (advenam) ゲルマン系の人々 (ブルグント・アラマン・フリーセン・バイエルン・ザクセン人) を殺害してしまった場合, 支払われるべき人命金 (wergild) は, 80ソリドゥスの二倍 (bis LXXX solidis)。同様にフランク王国内を旅行中のローマ人を殺害してしまった場合には50ソリドゥスの二倍 (bis quinquagenus solidis)」とされる<sup>47)</sup>。さらに, リブアリア人が, 自由身分の僧侶, 胎児や命名前の新生児を殺害してしまった場合は, 50ソリドゥスの二倍 (bis quinquagenus solidis), 助祭や司祭, 司教を殺害してしまった場合には, 100ソリドゥスから300ソリドゥスのそれぞれ三倍 (ter centenos solidos etc.) となっている。このほかに,

第63章1項: 出征中に殺害された場合, 「三倍額人命金 (treplecem wergildem)」

第64章: 徒党による殺害については, 「三倍額人命金 (treplecem wergildem)」

第67章1項：殺害された者の「人命金」が帰属する者には、債務をも継承する責務があること、などの原則も示されている<sup>48)</sup>。

人命金の支払いを求められた者は、現金、家畜、土地そのほかの価値ある財物によって決済したようである。『リブアリア法典』の第36章11項には、人命金の支払い方法、家畜や武器・武具の値段リスト一鞘つき剣が7ソリドゥス、胸甲が12ソリドゥスなど一が掲げられている。また、先にみた794年の最高価格令にも武器や武具の値段のリストがある。鞘つき刀剣や槍・楯、甲冑、脚甲のすべてを揃えて、さらに軍馬を加えても、50ソリドゥスもあれば装備一式を整えられたことになる。逆に、こうした武器・武具一式を人命金の支払いに充てても、われわれが問題としているクンツォの借入金の半額にしかならない<sup>49)</sup>。

人命金が実際に支払われている事例は意外と知られていないが、トゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』には、メロヴィング時代の事例であるが、人命金の授受をめぐる争乱の経緯が記されている箇所もあり、決して法律上の文言にとどまるものではなかった<sup>50)</sup>。

#### (4の2) 『アラマン部族法典』の人命金

さて、ザンクト・ガレン修道院が存在するアレマニエン地域では、『アラマン部族協約』と『アラマン部族法典』<sup>51)</sup>が時代を違えて順次施行されていた。前者によれば、自由人の人命金は160ソリドゥス、被解放自由人のそれは40ソリドゥス、奴隸身分の者は20ソリドゥスとなっている。このうち自由人身分に関しては、さらに三つの階層別に人命金の定めがあり、最下層の“minoflidus”が160ソリドゥス、中間層の“medianus”が200ソリドゥス、最上層の“primus”が240ソリドゥスとなっている。後者の『部族法典』になると、最上層が消滅する形で自由身分は“mediani”と“liberi”的二階層にまとめられ、それぞれ200ソリドゥス、160ソリドゥスの人命金が保証されている。

われわれが問題としているクンツォなる者は、何世代も前からアレマニエンに居住するアラマン

人であり、『アラマン部族法典』の適用を受けたことは間違いない<sup>52)</sup>。同法典およびこれより古い時代の編纂になる『アラマン部族協約』には、人命金について次のような規定がある。少々長くなるが、我が国ではこれまでほとんど紹介されることがなかった分野であるので、煩を厭わず全体を概観してみよう。抄訳は『部族法典』により、必要に応じて『協約』にも触れることとした。

第4章：教会内部で自由人が自由人（*liber liberum*）を殺害した場合、加害者は教会に40ソリドゥス、国庫に平和金（*freum*）40ソリドゥス、そして遺族に被害者の「正規の人命金（*legitimum wiregildum*）」を支払う。

第28章1項：太公の法廷内、ないしは法廷への往復路にてなされたる殺害については「三倍額人命金（*triplici wirigeldum*）」。

第34章1項：太公の財物を盗んで捕縛された場合、窃盗物の三倍相当額（*tripliciter*）の賠償と犯人の「人命金（*wiregildum suum*）」相当額の支払い。

第44章1項：喧嘩の果てに犯された殺人について、ただちに復讐がなされたときは「1人分の人命金（*cum uno wiregildo*）」が支払われるべし。

第44章2項：喧嘩の果てに犯された殺人について、後刻武器の準備などをして徒党を組んで復讐がなされたときは「九倍額人命金（*cum novem weregeldos*）」が支払われるべし。

第45章：自由人が自由人を域外に売却したるち、連れ戻して自由（*libertatem*）を回復したときは、40ソリドゥスをもって償う。連れ戻し不能のときは両親に「人命金（*cum wiregildum eum*）」相当額、すなわち80ソリドゥスの二倍額（*bis LXXX solidos*）を<sup>53)</sup>、この被害者に相続人無きときは両親に200ソリドゥスを賠償する。『協約』39章2項。

第46章：自由人女性（*libera femina*）を域外に売却したる後、連れ戻した場合は80ソリドゥス<sup>54)</sup>、連れ戻せないときは400ソリドゥス。

第48章：「アレマン人が秘密殺人“モルタウド”と呼ぶ」ところの、窃取・殺害を犯したる場

合、「九倍額人命金 (IX wiregeldus)」を支払うべし。自由人女性については二倍にして (dupliciter) 「一八倍額人命金 (XVIII weregeldos)」。

第49章：自由人 (liberum hominem) の墓をあばいたる場合「九倍額人命金 (novem wiregeldus)」を支払い、かつ40ソリドゥス償うべし。

第50章 2 項：自由人 (liber) が他人の妻を拐かして己れの妻とし、子をもうけはしたがその子が死亡したるとき、前夫に子の「人命金 (cum wiregildum)」を支払うべし。女児であった場合には二倍額 (in duplo)。

第53章 2 項：自由人が娘を父親の承諾なしに拐かして妻とし、その妻が死亡したる場合、義父へ400ソリドゥスを支払うべく、また子をもうけはしたがその子らがすべて死亡したる場合、義父へ子らの「人命金 (cum wiregeldum)」を支払うべし。

第69章：[ミノフレディ身分の]「バロ baro」ないし [自由人] 女性が秘密裏に殺害・窃取されたるとき、「法定人命金の九倍 (secundum legitimum wiregildum suum in novigildo)」が支払われるべし (『協約』15章)。

第96章 3 項：犬が自由人を噛み殺したるとき、犬の所有者は被害者の「人命金の半額 (medium wiregildum)」を遺族に支払うべし。しかして遺族が全額 (totum wiregildum) の支払いを要求するときは、犬の所有者は一定期間、所定の条件を満たさなければならず、禁を犯せば所有者は「残る半額の人命金 (wiregildum ipsum ei)」を遺族に支払わねばならない (『協約』28章 1 項以下と同じ)。

第96章 4 項：馬や豚が自由人を殺害したとき、家畜の所有者は「人命金 (totum wiregildum)」を支払うべし (『協約』29章 1 項)。

第97章 4 項：少女を暴力的に誘拐して強姦したるときは「人命金 (wiregildum suum)」を支払うべし。強姦されぬまま誘拐の状態にあったときは12ソリドゥスを支払うべし (『協約』32章)<sup>55)</sup>。

クンツォが借り入れた100ソリドゥスという金額が、クンツォに支払いが迫られた「二倍額人命金」そのものをさすとすれば、被害者ないし相手方の人命金は50ソリドゥスということになる。『サリー法典』にはこれに該当するものではなく、『リブアリア法典』にある旅行中のローマ人、自由身分の僧侶、胎児や命名前の新生児だけが50ソリドゥスの人命金を保証されていた。また、『アラマン部族法典』のなかにはこの人命金額に相当する者は見出せない。

さらに、種々の部族法典には「半額人命金」「一人分の人命金」「三倍額人命金」、「九倍額人命金」「一八倍額人命金」が、文言として用いられており、『リブアリア法典』『アラマン部族法典』には、“bis 50 solidis”とか “dupliciter” “in duplo” あるいは “ter 100 solidos” とか “tripliciter” といった表現で二倍、三倍の金額を示す場合があった。また、女性の人命金額が男性のそれの二倍であったことは、ほぼすべての部族法典から読み取れる。

二倍額の人命金が100ソリドゥスであるケースは、理屈だけからいえば、旅行中のローマ人、自由身分の僧侶、胎児ないし新生児を殺害してしまった場合だけである。可能性としては、女性の在留ローマ人を殺めた場合もありうる。しかし、被害者が女性の場合であっても、部族法典では「二倍額人命金」という文言そのものが用いられることはなかった。つまりところ、クンツォが支払いを迫られた「二倍額人命金」に相当する法律上の規定は、『リブアリア法典』のなかにしか見あたらない<sup>56)</sup>。クンツォが法律上支払うことを義務づけられた「二倍額人命金」は、上記のいずれかのケースにあたるのか、それともなんらかの別の過誤によって生じたものなのか、推理する手がかりは、残念ながらえられない。

そもそも100ソリドゥスという借入金額は、彼が迫っていた支払い額そのものであったのであろうか。証書の文言「彼の〔法律上の〕責めを軽減するため」は、不足分の貸与を暗示しているとも解釈できる。もしそうであるとすれば、われわれには実際に要求され、支払われたであろう金額

を推定する以外に方法はないわけであるが、推測の手がかりはここでも容易に発見できない。かくして、われわれは、「二倍額人命金」の謎を探るべく、別の史料に目を転じなければならない。

#### (4の3)『証書集』にみられる「人命金」

中世初期の西欧社会では、世俗の土地所有者が、主として己の靈魂の救済を求めて、教会や修道院に土地や財物を寄進する習慣があった。条件を付さない寄進が多いなかで、寄進者の存命中に限り、寄進した土地などの用益を引き続き認めてもらうケースがある。この場合には地代に相当する賃租(census)を支払うことが条件とされた。また、事情があって寄進者本人が寄進物件を買い戻そうとする場合には、相応の金額を支払うことになっていた。さらに、こうした契約が寄進者本人だけでなく子孫にまで及ぶ場合には、賃租の額も買い戻しに要する金額も増額されることが通例となっていた。こうした事例については、かつて筆者が『ザンクト・ガレン修道院証書集』を分析し、一葉の表にまとめ上げたことがある<sup>57)</sup>。

いずれの事例においても、寄進者本人が寄進物件を借り戻し、見返りに賃租を支払うが、次の代の者はその数倍から十数倍に増額された賃租を支払うという契約内容である。また、寄進物件を買い戻せる権利を留保している場合でも、寄進者本人であれば、比較的少額の金銭で買い戻せるが、二代目、三代目ともなると、あるいは遠い親戚の者が買い戻そうとすると、これまた数倍から十数倍に跳上がる場合が多い。

これらのなかに、買い戻し金として「人命金」相当額を支払うことを条件とする次のような事例が見出される。

⑩証書第88号(779年)の寄進者は、ベルトルツバールにある全財産をザンクト・ガレンに寄進し、存命中1ソリドゥスの賃租を支払ってこれを利用する権利を留保する。妻との間に嫡男が生まれれば、この息子が2ソリドゥスで利用し続けるものとするが、子無きまま寄進者が死亡し、彼の近親者がこの物件を買い戻すことを欲した場合、寄進者の人命金(cum meo wirigeldo)をもって

なし、買い戻しの希望がなければ物件は修道院に帰属するというものであった。

⑪証書第108号(786年)の寄進者ゲロルト伯は、12村に散在する所領をザンクト・ガレンに寄進し、存命中20ソリドゥスの賃租支払いを条件に借り戻している。一代限りの買い戻し権を留保し、その額は三倍額人命金(cum weregeldostres)であった。

⑫証書第135号(793年)の当事者はコンスタンツ司教とザンクト・ガレン修道院を相手方として、26村に散在する所領を寄進し、これを借り戻している。賃租は年間3マルドラのパンと3匹の子豚、ビール荷車4台分、ワイン1台分であった。彼が買い戻しを望むならば80ソリドゥス、彼の正妻から息子が生まれ、寄進者の死後に当該物件の買い戻しを望むなら、人命金をもって(cum uno weregeldo)果たしうるというものであった。二代目=嫡男による買い戻し金は増額されることが通例であり、したがって、寄進者の「人命金」は80ソリドゥスより高額であったことは確実であり、ここからこの人物の法律上の身分が自由人であったと推定することは容易である。

⑬証書第142号(796年)の当事者は2村の所領を寄進し、借り戻してビール15シクラス、パン30個、1サイガ相当の子豚1匹を年間の賃租として支払う。彼および嫡男は、10ソリドゥスで買い戻せる権利を留保し、他方、当事者のほかの親族が買い戻しを希望する場合には、人命金(cum una weraceldo)をもってなすこととされた。

⑭証書第143号(797年)ではヴァリンなる有力者が、5フーフェを「必要に迫られてか子孫の要望があれば」買い戻しうるという条件で寄進しており、その買い戻し金として、160ソリドゥス(cum CLX solidis)の金額が出てくる。これは『アラマン部族法典』にみられる自由人(liber)の人命金に相当する。

⑮証書第228号(817年)の当事者シャダロー伯は、13村に散在する所領をザンクト・ガレンに寄進し、借り戻して年間に5ソリドゥスを賃租として支払う。買い戻し権を留保し、彼自身は50ソリドゥス、息子はこの13村のうちの10村について人命

金相当額 (*cum ejus weregeldo*)、他の3村についても別に人命金 (*cum alio weregeldo*) を支払って買い戻せる。つまり、13村の全所領を買い戻そうというのであれば、総額は二倍額人命金相当である。もし息子に嫡男が生まれ、買い戻しを希望する場合には、同様に人命金をもってなしうるとある。

⑯証書第375号（838年）の当事者は7村に散在する所領をザンクト・ガレンに寄進し、年間賃租として2デナリウスを支払う。買い戻し権を留保し、当事者は1ソリドゥス、その息子は2ソリドゥス、当事者の兄弟が買い戻しをなす場合は、半人命金 (*cum dimidio weregeldo*)、当事者の甥にあたる者がこれを欲する場合、7年以内であれば人命金 (*cum uno weregeldo*)、別の親族が希望する場合には6年以内であれば、半人命金 (*cum dimidio weregeldo*) と定められている。なお、端数の人命金が現れるケースは、『ザンクト・ガレン修道院書式集』にも見出され、1フーフェの寄進物件を寄進者の妻や子孫が買い戻す場合には、「三分の一人命金 (*cum tercia parte weregeldi redimat ipse vel heres eius.*) をもつてする」という文言が見える<sup>58)</sup>。

⑰証書第385号（842年）の当事者は3村に散在する所領を寄進し、6デナリウスの賃租支払いを条件に借り戻している。寄進者は買い戻し権を留保し、10ソリドゥスをもって買い戻しができる。息子が生まれ買い戻しを希望するならば、5ソリドゥスで買い戻せる。息子が生まれなければ当事者の妻が存命中に限り利用し、その後、当事者の

#### 寄進者本人 < 二代目 < 三代目（親族）

- ⑩: < 1wergeld
- ⑪: 3werg.
- ⑫: 80sol. < 1werg.
- ⑬: 10sol. < 10sol. < 1werg.
- ⑭: 160sol. < 160sol.
- ⑮: 50sol. < 2werg. < 2werg.
- ⑯: 1sol. < 2sol. < 1/2werg. < 1werg.
- ⑰: 10sol. < 5sol. < 2werg.

兄弟姉妹が買い戻しをおこなう場合には、10年以内なら二倍額人命金 (*cum duobus weregoldis*) をもって買い戻せるというものであった。

買い戻し金が二倍額人命金となっている例は、⑯と⑰（Nr.228,385）の二つである。⑯では寄進者の息子、⑰では寄進者の兄弟姉妹が買い戻しをする場合であった。⑰では買い戻し権の行使が、当事者以外の者によってなされる場合に、金額がまず二倍になっている。買い戻し金額が寄進者の次の世代に倍額になる事例は、本『証書集』に収録されているほかの証書にも見出される<sup>59)</sup>ところから、この倍率を⑰に当てはめれば人命金額は160ソリドゥスとなり、『アラマン部族法典』の自由人 *liberi* のそれに等しくなる。しかし、⑰に当てはめれば人命金額はわずか20ソリドゥスとなり、これは同法典の奴隸身分のそれにあたる。⑯に当てはめると人命金額も50ソリドゥスとなり、この数値は伯の子孫の人命金額としては小額にすぎ、倍率をもっと大きくとらねば不自然となる。

## 5 結論と推定——二つの可能性——

以上の証書類や書式集および勅令や部族法典の規定を検討した結果、クンツォが借財を申し入れた理由として、次の二つの可能性が浮かび上がってくる。

まず、クンツォが借り入れた「二倍額人命金」が、彼の先祖あるいは親族によって寄進された物件を買い戻すために要する金銭であったとする、第一の可能性を考えてみよう。この場合の「人命金」とは、彼の父親ないしは親族たる寄進者本人、あるいはクンツォ自身の人命金のことである。寄進物件を借り戻して用益する慣行は、カロリング期のフランク王国では広く認められていた。しかし、世代が改まるごとに、用益の見返りとしての賃租・貢租の額は高騰することが通例となっており、また契約内容によっては、用益権が期限切れとなることもしばしばあった。こうした事情から、買い戻しが現実的な焦眉の課題となる場合も多々あったと考えられる。証書の文言にも「必要に迫られてか子孫の要望によって」買い戻しが

おこなわれるとの記述が見出された<sup>60)</sup>。しかし、買い戻しに要する金銭が揃わなければ、高騰した賃租を払い続けるしかないし、最悪の場合には用益権を放棄しなければならなくなる。最悪の事態を避けるためには、借金をしてでも買い戻すしか方法はない。用益権が認められても賃租が高騰しているのであれば、経営が成り立たないこともある。この場合にも、買い戻し権の行使が視野に入つてこようが、借金をして買い戻すのであれば、借入金に対する利息と高騰した賃租とを天秤にかけることとなる。この比較のなかから前者を選択した結果が、一枚の貸付証書＝借入証書となった可能性はかなり高いとみてよかろう。

すでに（4の3）でみたように、人命金をもつて買い戻すような不動産は、いずれも数カ村から十数カ村にも及ぶ広大なものであり、そうした所領の寄進者のなかには伯や在地豪族などの有力者が見出された。クンツォが「二倍額人命金」の支払いを迫られたのは、寄進地を買い戻すためであつたとすれば、そこから逆に彼自身の自由な法身分や社会的ステータスが類推できる。また、そうであるとすれば、借入金の100ソリドゥスは「二倍額人命金」に不足する金額であったと推定することもできるのである——クンツォは自由身分であったとほぼ推定できるところから、その人命金は160ソリドゥスであり、二倍額は320ソリドゥス。100ソリドゥスの借金をしたということは、220ソリドゥスは自分で都合をつけられたということになる——。

第二の可能性は、クンツォがなんらかの犯罪の故に「二倍額人命金」の支払いを科された場合である。この場合の人命金とは、相手方＝被害者側のそれであり、100ソリドゥスがその相手方の「二倍額人命金」そのものをさすとすれば、彼クンツォは、『リブアリア法典』の規定から類推されるところであるが、旅行中のローマ人か自由身分の僧侶となんらかのトラブルを起こして、これを殺めたか、妊婦の胎内にある胎児を死に至らしめたかのいずれかであろう。証書冒頭にあった「事態の急変」とか「偶然の巡り合わせ→不慮の事件に見舞われて」の語句は、こうしたこと음을示

していたのであろうか。

100ソリドゥスが、しかし、前段でもすでに述べたように、「二倍額人命金」の不足分であったとする場合、クンツォがいかなる罪を犯したかは不明とするほかない。確實に言えることは、『アラマン部族法典』のいかなる条項にも、科料としての「二倍額人命金」は見出されず、しかも他の部族法典には、人命金の支払いに不足が生じた場合、親族・一族がその不足分を肩代わりすべしとの規定がある（たとえば『サリー法典』第58章「土塊投げについて」）。彼はそれをしてなお満額を用意できなかつたのか、あるいは、部族法典の規定に反して、そもそも親族に支援を要請しなかつたかのいずれかであろう<sup>61)</sup>。いや、親族の支援を受けてもなお、100ソリドゥス不足してザンクト・ガレンに借入れを申し入れたのかもしれない。なにしろ、人命金を支払えなければ、支払えるまで自由身分を失うことになるのであるから、事態は逼迫していたはずである。

筆者は種々の状況証拠から、以上の二つの可能性のうちでは、第一の可能性を有力視するものである。なんらかの罪を犯して人命金の支払いを命じられ、親族の十分な支援もえられぬまま窮している人間に、修道院といえども無担保で100ソリドゥスもの大金は貸せなかつたであろうからである。

いずれにもせよ、ザンクト・ガレン修道院がクンツォに100ソリドゥスもの大金を貸与したのは、裏を返せば、クンツォがかつてのアレマン大公家に連なる名門に属していたからにほかならない。クンツォ自身はバール地域に地歩を固めた人物であった可能性は大きいが、他方、クンツォ一族はニーベルガウやチューリヒガウ、アルゲンガウなど、ボーデン湖周辺に所領を有する、信仰篤き有力な家門でもあった。そのうえ彼クンツォには、33シクラス分のビールないしワインあるいは穀粒を、毎年「利息」として納付できるだけの不動産があつた。これがあるかぎり彼およびその子孫は、「賃租」という名の「利息」をザンクト・ガレン宛に支払い続けることになるであろうし、このことは、当該修道院がクンツォの不動産を担

保にとったことと同義なのであった。

### 注

#### 1) WUB.Nr.208(um 812)

Dum mundiali versante labitudine, quod certioris confirmatione necesse esse credendum est, plures subcumbant, prodesse nobis valde conicimus, si ab tam celeri transeunte capud levemus. Et ideo tali faminis eloquia promimus, quia experimento didicimus, quia fuit vir condam Cunzo nomine qui, casu interveniente obnoxius duorum werigeldorum, refugium iubaminis ad cenobium Christi militis Galli beatissimi et Uuerdonis abbatis fratrumpque conquesivit. Sed quia nostrum est opressos solvere, deiectos sublevare, cepimus de illius adiumenti tractare consilio, et hoc peracto feneravimus ei solidos centum ad sublevationem obnoxii sui: eo videlicet conducto, ut nobis annis singulis, dum inter predicta peccunia ab illo demum reportata non fuerit, unam carratam civitalem, id sunt XXXIII sicle civitalie, pro censo persolvat, similiter autem heredes ipsius placitum conductum absque ulla contradictione consequantur. Iste Cunzo de Holzcolvishusun fuit, cuius heredes sunt Cunzo et Kerhart et Hiltipert, filii Eburharti.

Bearbeitet von H.Wartmann, Urkundenbuch der Abtei Sanct Gallen. Theil I, 1863, S.198 f. 本稿注においては以下、本『証書集』に収められている証書番号は、WUB.Nr. xxと表記する。なお、Redig. v. F. Schaltegger, Thurgauisches Urkundenbuch. I. Bd. 724-1000. 1924. をも参照した。

#### 2) Vita Galli auctore Walafrido, MGH.SS rer. Merov. IV. S.269 f. u. Notker in MGH. Poetae Lat. IV, S.1107. なお、Cunzo (Gunzo)

なる人名はゲルマン語系で、Cun-(Gun-)には「勇敢な」の意味がある。

- 3) Vita Galli auctore Wettino, MGH. SS. rer. Merov. IV. S. 264.
- 4) 北村忠夫「七、八世紀転換期における、初期カロリングー権力の東進」『中世の自由と國家 下』(創文社) 210, 224頁。
- 5) O. Feger, Geschichte des Bodenseeraumes. I, 1955, S.79,84~86.; Ders., Zur Geschichte des alemanischen Herzogtums. ZWLG.16-1, 1957, S.74 ff. ; R. Sprandl, Der merovingische Adel und die Gebiete östlich des Rheins. 1957, S. 102, 112 f. ; M.Borgolte, Geschichte der Grafschaften Alemanniens in Fränkischer Zeit. VuF. 31, 1984, S.105, 191.
- 6) 拙稿「アレマニエンの軍事的制圧とグラーフシャフト制の導入」『西欧中世軍制史論』(原書房, 1988年) 参照。9世紀初頭のバール地域には、クンツォ一族に所縁のある人名と推定できるCunthartなる伯が登壇している。他方、ボーデン湖周辺領域には、カロリング王権に近い有力家門に属する者が伯として登場している。
- 7) WUB.Nr.99,102,120,130,199,381,398,453.
- 8) 荷車に積載すべき穀類には、小麦 (grano), 燕麦 (avena), スペルト小麦 (spelta) のほかに、単に穀粒・穀粉 (annona) とするものがある。WUB.Nr.13,63,79,407,506,620, 643,738.
- 9) 上原專祿訳「伝カール大王御料地令国訣嘗試」『上原專祿著作集4』(評論社, 1994年), 100頁。
- 10) MGH.Capit.,II.Nr.275,c.33.
- 11) F.Göttmann, Altes Mass und Gewicht im Bodenseeraum--Systeme und Kontinuität. in : ZWLG.48,1989,SS.25~68,bes.S.58 ff.,64 ff.
- 12) M. Blackburn, Money and Coinage. In : Ed. by R.Mckitterick, The New Cambridge Medieval History II, 1995. pp.538-559.

- 敬虔帝統治初期に金貨の発行がおこなわれている。なおデナリウス銀貨の重量は、メロヴィング期からピピンの時代までは1.30g、カール大帝による改革(793/4年)によつて1.70gとなつた。なお、森本芳樹「西欧中世前期貨幣史の諸問題」『九大経済学研究』(56巻5, 6合併号, 1992年)を参照のこと。
- 13) MGH. Capit., I. Nr. 28, c.4 (794).
  - 14) MGH. Capit., I. Nr. 46, c.18 (806).
  - 15) 『リブアリア法典』36章11項には、人命金の支払いの際、健康な牡牛なら2ソリドゥス、牡牛なら1ソリドゥス、同様の牡馬なら12ソリドゥス、牡馬なら3ソリドゥスに換算できるとある。部族法典における価格表よりも勅令におけるそのほうが時代状況に合致しているとしてよからう。
  - 16) 『ザンクト・ガレン修道院証書集』や同時代の他地域の所領明細帳には、貢租として納められるべき豚や羊が、貨幣でなら数デナリウスで代替できるとの記述が散見される。デナリウス貨の購買力の高さからすると、この銀貨は日常レヴェルでの経済活動には適していなかつたはずである。森本、前掲論文、221頁以下参照。初期中世の貨幣経済の在り方を、あらためて検討する必要があり、その際、7世紀に補助貨幣としてのデナリウスウス銅貨が発行されていたとする、佐藤彰一「メロヴィング期フランク王国における国王貢租(1)」(愛知大学『法経論集・法律篇』99号、1982年)を参考する必要がある。
  - 17) *Duoda Liber manualis*, c.71(PL., CVI, 117). この書は、840年代前半に著されたものと推測されている。正確な翻訳ではないが、田花為雄「中世武士の母訓—ドーナの手記—」『西洋教育史ノート』(所書店、1974年)所収、がある。
  - 18) R. Doejaerd(Translated by W.G. Deakin), *The early middle ages in the West. Economy and Society*. 1978, S.244 ff.
  - 19) MGH. LL. Formulae Merowingici et Karolini aevi. Cartae Senonicae, Nr.48.
  - 20) MGH. LL. Formulae Andecavenses, Nr.38.
  - 21) 前注10) 参照のこと。
  - 22) MGH. LL. Marculfi Formulae Liber II. Nr. 26.
  - 23) WUB.Nr.17 ; 18 ; 24 ; 29 ; 32 ; 33 ; 39 ; 42 ; 55 ; 56 ; 57 ; 60 ; 61 ; 73 ; 80 ; 83 ; 84 ; 85 ; 86 ; 87 ; 89 ; 91 ; 93 ; 94 ; 98 ; 109 ; 120 ; 121 ; 128 ; 134 ; 135 ; 142 ; 143 ; 148 ; 163 ; 216 ; 309 ; 328 ; 346 ; 348 ; 361 ; 373 ; 375 ; 379 ; 394 ; 402 ; 437 ; 507.
  - 24) ビール1シクラスは、ここでは穀粒1モディウスに換算されており、あるいは小麦1マルドラがビール3.3~4.0シクラス見当である。マルドラは穀物を量る升目の単位である。
  - 25) ピエール・リシェ(岩村清太訳)『中世の生活文化誌』(東洋館出版社、1992年), 218頁以下参照。
  - 26) 受け取り手が、飲酒をたしなめる立場にあつた修道院であるから、ビール1台分とはっきり書けなかったのかもしれないとの推量は、しかし、他の用例では「ビール」と明示されているのであるから、採用できない。
  - 27) Gregor v. Tours, Historiarum libri decem (Zehn Bücher Geschichten, auf Grund der Übersetzung W. Giesebeckts neubearb. v. R. Buchner, 2 Bde., 1977); liber IX, cap. 30, S. 384; MGH. Capit., I. Nr.44, c.20 (805年); Nr.80, c.10 (811~813年).
  - 28) MGH. Capit., I.Nr.76 (812年); Nr.132 (815年); Nr.133, c.5 (816年)などがある。
  - 29) Gregor v. Tours, liber III, cap.34. 530年頃の出来事と推測される。
  - 30) Gregor v. Tours, liber VII, cap.23.
  - 31) カール大帝による「一般訓令」(789年)では、金を貸した者は金を、物を貸した者は物を返してもらうよう命じられている。MGH. Capit., I.Nr.22,c.39.また, Nr.131,c.1~2 (vor 814年)は、ユダヤ人によるキリスト教徒への金銭貸与を制限している。
  - 32) MGH. Capit., I. Nr.123, c.14 (802~810年); Nr. 163, c.5 (825年), etc.

- 33) M.A.Blackburn/P.Grierson, Medieval European coinage with a catalogue of the coins in Fitzwilliam Museum, Cambridge, I, The early Middle Ages (5<sup>th</sup>–10<sup>th</sup> centuries), London/New York 1986, S.96 f.
- 34) 拙稿「カロリング時代の飢饉とその対策」『史学雑誌』88編10号, 77頁以下参照。このほかに、聖職にある者が穀物を貯え、有利な時期に高値で売却するといった利殖行為がみられ、教会会議はこれを禁じている。MGH. LL. Concilia, II-1, Nr.37(813), c.8(Concilium Cabillonense).
- 35) リシェ, 前掲書, 154頁参照。Regino v.Prüm, De synodalibus causis et disciplinis ecclesiasticis, in:PL 132, Sp.221–228.Hg.v.F.G. A.Wasserschleben, 1840, ND. Graz, 1964.
- 36) メロヴィング朝フランク時代の利率を推定させるような史料が、わずかながら存在する。それによれば、年利12%gが上限とされていながら、実際上の貸借では月利6%という高利まであったという。MGH.Conc.,I.S.82, c.30 ; S.197,c.1. ; Doepraed,a.a.o.S 245.
- 37) 前注6) 参照。
- 38) WUB. Nr.559 (872年) にも土地寄進者としてパタコが現れる。なお、コンスタンツ司教やライヘナウ修道院の僧侶のなかにもパタコという名前の人物がいた。
- R. Rappmann/A. Zettler,  
Die Reichenauer Mönchs-gemeinschaft und ihr Totengedenken im frühen Mittelalter. 1998, S.93, 96, 324.
- 39) WUB. Nr.452 (857年) にみられたPatacho=Sigibrehtの兄弟については、アレマニエンに隣接するバイエルン地方でも確認できる。『フライジング修道院寄進帳』においては、このPatacho=Sigibreht の他に、Folcherat=Fulrad=Chuniprech=Gunzoなる有力な一族の存在も確認される。Die Traditionen des Hochstifts Freising, Hg. v. Th.Bitterauf, 2 Bde.,1905/09,Nr.54,60,398 a. ; W.Störmer, Früher Adel. Studien zur politischen Führungsschicht in Fränkisch-deutschen Reich vom 8. bis 11. Jahrhundert. 1973, S.25.
- 40) WUB. Nr.279 (824年)~282 (824年) の4点の証書では、ザンクト・ガレン修道院の聖職者として書記を勤めているクンツォなる者が見出せる。これらの証書作成地は、いずれもニーベルガウ中央のLeutkirchであり、本文④の司祭クンツォと同一人物である可能性は高い。M. Borgolte, Geschichte der Grafschaften Alemanniens.S.72, Anm.271.
- 41) J. Duft, Iso-Monachus. Doctor Nominantissimus.in : Hg.v.H.Maurer, Churrätisches und St.Gallisches Mittelalter. 1984, S.129 ff.
- 42) 下表参照。
- 43) 直居淳「八、九世紀のアレマニエン」『中世の自由と国家 中』(創文社) 所収, 132頁以下参照。
- 44) W. Hartung, Tradition und Namengebung im frühen Mittelalter.in : Hg.v.I.Eberl, W. Hartung und J.Hahn, Früh- und hochmit-
- | 証書番号<br>WUB.Nr. | 証人順位       | 証書作成地          | 寄進物件所在地                    |
|-----------------|------------|----------------|----------------------------|
| 26(762年)        | 5位／9人中     | St.Gallen      | Elgg                       |
| 39(763年)        | 7位／8人中     | Weigheim       | Weigheim                   |
| 95(782年)        | 7位／11人中    | Oberndorf      | Brittheim                  |
| 96(782年)        | 7位／11人中    | Oberndorf      | Bickelsberg                |
| 168(802年)       | 8位／17人中    | Legau          | Nibelgau にある土地             |
| 199(809年)       | 8位／10人中    | Bierlingen     | Bierlingen                 |
| 202(809年)       | 6位／34人中    | Schnezenhausen | Fleischwangen              |
| 227(817年)       | 10位／23人中   | Uzwil          | Jonschwil                  |
| 249(820年)       | 17位／25人中   | St.Gallen      | Zuzwil,Wuppenau,Zuckenried |
| 318(829年)       | 16位／20人中   | Uznach         | Bossikon                   |
| 322(829年)       | 15位／17人中   | Eschenbach     | Eschenbach                 |
| 323(829年)       | 15位／17人中   | Eschenbach     | Eschenbach                 |
| 365(837年)       | 3位／21人中    | Ringwil        | Ringwil                    |
| 367(837年)       | 15位／16+18人 | Reinpere       | Degerschen,Herisau         |
| 369(838年)       | 15位／22人中   | Buchhorn       | Reichenbach (Rickenbach ?) |

- telalterlicher Adel in Schwaben und Bayern. 1988, S.23-79.
- 45) 『サリー法典』では、人命金を示す語としては“wergeld”ではなく，“leodis”なる語彙が用いられており、第53章 4～6 項には「釜審より手を受け戻す場合、有罪判決が人命金相当額なるときには、30ソリドゥスをもって請け戻しうる」との規定がみられる。『サリー法協約』でも“leodi”, “leudi”, “leode”, “leude”および“leodinia”（女性の人命金）という語彙が用いられている。これらは“wergeld”と同じ意味だとされてきた。  
Ruth Schmidt-Wiegand, *Fränkische und frankolateinische Bezeichnungen für soziale Schichten und Gruppen in der Lex Salica*. S.355-389. jetzt in: Ders., *Stammesrecht und Volkssprache*. 1991. しかしながら、MGH. Capit., I.Nr.52,c.2 (808年)では、同一の条項のなかで、“weregeld”と“leude”とが使い分けられており、両者は微妙に異なる意味内容をもっている。
- 46) 9世紀初頭に編纂された『カマヴィーフランク法典』では、フランク自由人・リーテン・不自由人（セルヴス）の人命金は200・100・50ソリドゥスとなっている。また同法典第7, 8章には、伯と巡察使の人命金が三倍（“in tres weregildos”）とされている。Lex Francorum Chamavorum, Germanenrechte Texte und Übersetzungen. Bd.2, Hg. v. K.A.Eckhardt, Die Gesetze des Karolingerreiches 741-911. 1934, S.50 f. 巡察使についての同様の保護規定は、8世紀末のザクセン宛勅令にも見出される。MGH. Capit.,I.Capit. Saxonicum (797), c.7: “in triplum ....conponere.”
- 47) フランク系の部族法典では、国王勤務・軍事勤務中の被殺については三倍額の人命金が支払われるとの原則があったが、旅行中の者の被殺については二倍額の人命金が支払われるとの原則が読みとれる。僧侶や胎児、新生児については、女性への倍額の人命金保証と同じ配慮が働いているとみられる。なお、ピピンによるイタリア勅令(782-86年)は、ローマ等に巡礼する“advenas et peregrinos [旅人および異邦人]”の往還の安全を保証し、これを殺害する者は国王宛に60ソリドゥス [平和金相当か? →注49参照] を賠償すべしと規定している。MGH.Capit.,I.Nr.91,c.10.
- 48) リブアリア法典附加勅令(802年) c.2では、フイスカリニ（国庫領住民）・エクレシアスティクス（聖堂庇護民）・リーテン（被解放自由人）を殺害した者は、100ソリドゥスの人命金を支払うこととされている。
- 49) 犯罪者は、人命金のほかに、公共の平和、社会秩序を破壊した代償として“fredus”と称される罰金（平和金）に相当するものを国王ないし大公に支払うこともあった。かかる二重科料（人命金ないし贖罪金と罰金）は、教会に逃げ込んだ避難者を力ずくで連れ去ったり、教会内で殺人を犯したり、聖職者を殺めたり、教会や大公の財産を盗んだり、盗品と知りて購入したり、財物を不法に質入したり、出頭を命じられていながら部族集会への参集を拒んだりした場合に、科せられたものである。
- 50) Gregor v. Tours, liber VII-47 ; IX-19. ここでは、トゥール市民シカルとアウストギルの間でフェーデがくり広げられ、殺害や略奪に対する贖罪金（compositio）の授受をめぐる複雑な経緯が述べられている。  
Vgl.V.Epp, Amicitia. Zur Geschichte personaler, sozialer, politischer und geistlicher Beziehungen im frühen Mittelalter. 1999, S. 28, 88.
- 51) Leges Alamannorum : Hg.v.K.A. Eckhardt, Musterschmidt-Verlag, 1958/62.; Laws of Alamans and Bavarians. Translated with an Introduction and Note by Theodore John River. University of Pennsylvania Press, 1977.
- 52) カール・ボーズルは、部族法典を法の属人主義の観点から捉えるのではなく、王法とペア

をなす地方法=属州法と考えるべきであるとしている。平城・山田・三宅監訳『ヨーロッパ社会の成立』(東洋書林, 2001年) 第1章「いわゆる古ゲルマン部族法典と下層民の社会構造」参照。

- 53) 連れ戻せなかった場合は「死」と同列に扱われ80ソリドゥスの倍、160ソリドゥスというのであるから、ここで問題とされている人命金は、アラマン部族法上の *liberi* のそれである。
- 54) 第46章との比較からも明らかなように、女性は男性の人命金の倍額を保証されている。400ソリドゥスは前章の200ソリドゥスに対応するものであろう。『協約』14章参照
- 55) このほかに『アラマン部族協約』第14章5項には、魔女や毒使用の嫌疑である女性を告発しておきながら殺害した場合、この女性の「人命金 (*wiregildum eiusdem*)」が支払われるべし、との規定がある。『アラマン部族法典』第61章1項、62章1項にも馬を盗んだ場合に償うべき金額が、人命金で示されている。

- 
- 56) 『バイエルン部族法典』III—1には、フォーサー族をはじめとする有力な氏族に属する人々に、「二倍の栄誉 *duplum honorem*」が授けられ、「二倍の人命金 *duplam compositionem*」が与えられるとしてある。
  - 57) 拙稿「ザンクト・ガレン修道院所領の成立と構造」『中世の自由と国家 下』(創文社) 所収、466~467頁参照。
  - 58) MGH. LL. Formulae, Collectio Sangallensis. Nr.21, S.407 f.
  - 59) 前注57) 参照。
  - 60) 買い戻しがなされれば、これに先行した寄進行為を記した証書は無効となるから、史料としては残らない。第一の可能性が推論の域を出ないのはこのためでもある。
  - 61) キルデベルト2世の布告 (596年) は、殺人を犯した場合、加害者は死罪を免れないが、親族や友人が協力して人命金を満額支払えば、罪を贖えるとしている。MGH.Capit.,I, Nr.7 ; V.Epp, Amicitia.S.102.

## A credit-document

### —Research on "wergeld"\*\* in the Frankish period—

YOSHINOBU MORI

*School of Social Information Studies, Otsuma Women's University*

#### Abstract

According to a credit-document at the beginning of the 9th century, which is included in "Urkundenbuch der Abtei St. Gallen", Cunzo borrowed 100 solidos with interest from the Monastery, urged to pay the double wergeld (price of person's life). An annual rate of interest on this loan was 33 sicles of beer or corn, that is, changing beer or corn into money, from 1.375% to 2.75%.

This research work tries to make clear the reason of Cunzo's large debt. According to what my analysis of various historical materials shows, Cunzo came from the family of Grand Duke of the Alamans. The whole family of Cunzo had large estate in the region of Bodensee, and presented themselves as witnesses at various legal acts. Moreover some members of this family entered the priesthood.

By my analysis of the wergeld (composition) =system in the Frankish barbarian code, it became clear that he was not fined the double wergeld for any crime.

In Urkundenbuch der Abtei St. Gallen, there were the following several cases, in which the donor himself or his descendants wanted to buy back what he had donated to St. Gallen monastery. Then he and they had to pay the wergeld, or the double or the triple.

Why did Cunzo have to borrow 100 solidos and to pay the double wergeld ? It is my guess that he wanted to buy back what his father or ancestor had donated to the Monastery.

\*\*"wergeld" is the monetary value of person's life in germanic law, which varied according to his legal class(slave, freed, free).

#### Key Words (キーワード)

St. Gallen monastery (ザンクト・ガレン修道院), Urkundenbuch (証書集), deed of loaning (貸付証書), interest (利息), Cunzo (クンツオ), wergeld=the price of a person's life (人命金), Law of the Alamans (『アラマン部族法典』), reparations (賠償金), buying back of contribution-things (寄進物件の買い戻し), witnesslist (証人リスト)